平成２７年（フ）第２５号
神奈川県茅ヶ崎市円蔵2500番地３　ハウス陽ざし野Ⅱ205
破産者　山田　康子
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２６号
神奈川県茅ヶ崎市円蔵2500番地３　ハウス陽ざし野Ⅱ205
破産者　山田　裕之
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５９号
横浜市保土ケ谷区明神台２番５―505号
破産者　石垣　彰久
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６９号
福井市渕２丁目803番地　セジュール塚谷201号
破産者　太田　仁美
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２２０号
福井県敦賀市堂57号1908番地、旧住所福井県三方郡美浜町日向第48号１番地
破産者　金森　　輝
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２２１号
福井県三方郡美浜町日向第10号13番地、開始決定時の住所福井県三方郡美浜町日向第48号１番地
破産者　金森　　恭
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４９号
福井県敦賀市長沢31号２番地の１
破産者　加藤　和美
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２５年（フ）第９６号
長野県佐久市中込2082番地２
破産者　加藤　尚文
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第４５４号
静岡県三島市中田町９番35号
破産者　秋山　芳幸
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１号
滋賀県長浜市元浜町12番32号　ＶＩＶＡＣＥ大手門302号室
破産者　山本　浩人
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２０年（フ）第１３７９号
大阪府東大阪市御厨東２丁目２番31号　オリバーハウス102号室、開始決定時の住所大阪府東大阪市御厨栄町２丁目９番25―803号
破産者　今江　正治
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８６９号
広島市東区中山鏡が丘19番３―103号
破産者　増村安佑子（旧姓大迫）
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５０号
広島県山県郡北広島町大元345番地
破産者　伊屋ケ迫十四子
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１５号
鹿児島県姶良市脇元509番地、住民票上の住所鹿児島県霧島市隼人町松永2169番地２
破産者　藏満慎太郎
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第９２５号
福岡県筑紫郡那珂川町恵子６丁目９番15号、住民票上の住所福岡県久留米市中央町15番地23
破産者　大隈　博子
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４６５号
福岡市早良区干隈３丁目２番８号
破産者　武田八重子
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５０７号
福岡市東区若宮５丁目８番７号
破産者　石井滿壽男
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４３４号
福岡県筑紫野市岡田１丁目２番地６アムールヴィラＢ104号
破産者　平川登喜男
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８６号
仙台市青葉区北山２丁目３番29号
破産者　菅野　雄三
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係